

令和4年1月
農業委員会議事録

開催日：令和4年1月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年 1月25日 (火)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原 和紀
統括主幹 齋藤 利明
主幹 草間 真由美

(説明員) 開発指導課調整幹 田中 克尚
農業振興課調整幹 長堀 寛
農業振興課主幹 木村 なつ子

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第5号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 改めまして、おはようございます。新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

今日の新聞ですか、私もここへ来てお聞きしたのですが、越谷産のイチゴでジャムを作ったということで、もう既に子供たちが学校給食で食べたということです。

サンプルをさっきもらったのですけれども、これが学校給食で出たイチゴジャムだそうです。越谷の生産者で品物を出して、冷凍にしたものを栃木の工場で作ってもらって、既にもう学校給食に出たということで、加工品を越谷で給食に出す、今野菜は結構出ていますけれども、なかなか加工品というのは少ないのかなと思いますが、これから需要も含めて給食のほうにも出せるのがいいのかなと思っております。米もこんな安くて、今9,000袋ぐらいは学校給食で使っておりますが、こういう単価の時期にはもっと越谷の米を、全量まではなかなかいかないですけれども、やはり米が余っている余っているというので、単価が下がってしまうことを考えると、学校給食にもう少し回してもらって単価を上げてもらう。これも一つの方法かなと思っております。なかなか消費が増えないと全農の倉庫に米が余っていて、越谷の農協の倉庫もなかなか空かないということもありますので、何とか費用を出してもらって、需要拡大を市のほうに働きかけて、何とか米を越谷の子供たちに食べてもらうのがいいのかなと思っております。

なかなかまとまりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしく申し上げます。

局長

ありがとうございました。

出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は第5号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の長堀調整幹、木村主幹が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、6番の小沼委員、7番の大熊委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、このたび戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、親族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は店舗です。転用理由といたしまして、譲受人は平成25年より市内に本店を置き、主に配管工事業を営む法人です。主たる事業の工事だけでは利益率が低いため、このたび業務拡大を考え水回り用品販売の店舗を計画し、土地を探していたところ、申請地の周辺は住宅が多く集客が見込めることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育ての支援や将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦及び子供1人、計3人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家に近く、また家族がお互いに安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番及び6番は関連がありますので、一括して説明します。

転用目的は福祉施設・デイサービスです。転用理由といたしまして、譲受人は昭和25年に市内に本店を置き、主に石油製品並びに不動産リースを営む法人です。このたび大相模地区に通所介護事業を計画し、土地の選定に当たって、既存のデイサービス施設が4施設ありますが、利用定員の総数は100人程度と規模が小さく、高齢者の数から考えても不足となっております。申請地は、レイクタウンと県道平方東京線を挟んだ反対側に位置し、アクセスもよいことなどを踏まえ計画したところ、地権者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、5番及び6番で説明いたしました福祉施設の職員通

勤車両用の駐車場です。施設オープン時には1日に利用する定員数は200名を予定しており、職員の定員は99名として、そのうち30名程度は車の通勤が予定されておりますが、施設内に駐車スペースが確保できないことから土地を探していたところ、申請地は福祉施設建設予定地から近く、計画したところ地権者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について三ツ木委員、2番について瀬尾委員、3番について宇田川委員、4番について私から、5番から7番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

1番の件について説明いたします。

1月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。東側出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲の農地への被害はあまりないよう、ないとは限りませんが、被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

2番の件についてご説明いたします。

1月の12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は店舗です。南側及び東側の出入口を除いて周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

3番について、宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(宇田川委員)

3番の件について、1月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。東側及び南側出入口部分を除き周囲は既存コンクリートブロックが設置されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

4番について、私から説明いたします。

4番の件について説明いたします。1月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。南側出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5番から7番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(藤井委員)

それでは、5番、6番、7番の議案を報告させていただきます。

5番及び6番の件について一括して説明いたします。1月12日に現地を確認しました。申請地の現況は田及び畑で、転用の目的は貸施設のデイサービス福祉施設です。西側、東側、南側の出入口を除き周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。

続きまして、7番の件について説明させていただきます。1月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。北側は出入口部分を除き周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明します。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が8筆で、面積は6,092平方メートル。平成30年12月26日から令和4年1月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が9筆で、面積は5,604平方メートル。平成30年9月26日から令和4年1月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について、推進委員7番の高島委員、2番について、推進委員10番の鈴木委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、高島委員よりお願いいたします。

7 番 推 進 委 員
(高 島 委 員)

1番について報告します。

1月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地8筆について適正に管理耕作されておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

10番推進委員
(鈴木委員)

2番について、鈴木委員よりお願いいたします。

2番について報告します。

1月13日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地9筆については、適正に管理耕作されておりましたので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画(案)の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、859平方メートル、再設定で、期間は5年です。

2番、船渡第1期事業地6筆の合計4,778平方メートル、新規で、期間は3年10か月、船渡第2期事業地942平方メートル、新規で、期間は8年。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の6ページを御覧ください。</p> <p>第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明します。</p> <p>農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した土地で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき越谷市長より意見をいただいたものです。本件は、船渡地区第1期事業地、船渡地区第2期事業地の配分計画（案）であり、賃借権の設定を受けるものです。</p> <p>1番、第1期事業地、5筆の合計3,787平方メートルです。新規設定で、期間は3年10か月です。</p> <p>続いて、第2期事業地、942平方メートルです。新規で、期間は8年です。</p> <p>2番、991平方メートルです。新規設定で、期間は3年10か月です。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 全 員	<p>ただいまの件につきまして質疑はございませんか。</p> <p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、本計画（案）に関する意見はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>

議 長 意見はないということですので、続いて採決を行います。
原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり意見なしと決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課 農業振興課の長堀と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、第5号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見決定についてご説明いたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。1つ目が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）でございます。また、2つ目が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表でございます。3つ目が右上に四角で「資料」と書かれたA4判2枚つづりのものがございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。なお、先般令和4年1月13日に開催された越谷市農政審議会において本件に関する説明をしております。委員を兼務されている方におかれましては、再度同じ説明をお聞きすることになりますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、右上に「資料」と書かれたものを御覧ください。最初に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてご説明いたします。1の法的な位置づけについてでございます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤促進法第6条に基づき、市町村が地域の実情を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を育成する施策を総合的に講じるため、その農業経営の目標や実現のための取組を示したものでございます。法に基づき、都道府県では農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を、市町村では農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めております。

また、基本構想は、法より定めるべき事項、県基本方針との調和、農業者等関係者の意見反映が規定されています。したがって、今回の変更案作成に当たりましては、県の基本方針を参考及び内容について事前協議をさせていただいて作成し、農業者等関係者の意見をお伺いするため、本委員会にお諮りさせていただいているものでございます。

次に、2、基本的な構想の内容についてでございます。主なものでございますが、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）と年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の実現と、これら安定的な農業経営体が市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指し、具体的には農業経営の指標（認定農業者さん）、安定的な農業経営体への農地集積の目標、方法などを定めたものでございます。

さらに、具体的には農業経営の強化の促進に関する基本的な構想（案）の表紙を1枚めくっていただいて、目次を御覧ください。第1から第6に記載されている指標や事項が構想の内容となっております。

なお、申し訳ございませんが、時間の都合上、詳細の説明については省略させていただきます。

再度、資料を御覧ください。基本構想を策定することにより、認定農業者制度や農用地利用集積計画の作成、農地中間管理事業等が実施できるようになり、関連する国の支援制度を活用することができるようになります。

次に、見直しの時期についてでございます。おおむね5年ごとに定める県の基本方針の期間に定めるとされており、前回は平成26年9月に見直しを行っております。

続きまして、4の見直しの手続きについてでございます。基本構想の作成については法や施行規則に定められており、先ほど申し上げた

とおり、農業者、農業関係団体等のご意見を伺うこととされているため、令和4年1月13日に越谷市農政審議会にお諮りをさせていただいております。また、本日、越谷市農業委員会において説明及び意見をお伺いする時間をいただいております、そのほかに越谷市農業協同組合にも意見照会を経て、県と最終協議をし、同意を得た上で基本構想を改正してまいります。

続いて、資料の2ページをお開きください。次に、見直しの背景についてご説明いたします。1つ目として、1番にございます法改正があったためでございます。農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和2年4月1日施行）に伴い、農地利用集積円滑化事業に係る規定が削除されました。農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまで各JA等が実施してきた農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されております。また、農地法の一部改正に伴い、農業生産法人から農地所有適格法人に法人の呼称が変更されました。

次に、2番目の埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が一部改正されたためでございます。法改正により、県の基本方針において、農地利用集積円滑化事業等の削除や呼称の変更、その他資料にあります目標値の見直しがありました。

次に、3番目の第3次越谷市都市農業推進基本計画及び第5次越谷市総合振興計画が策定されたことによるものです。両計画は、令和3年度から令和12年度を計画期間とし、策定されております。法により基本構想は地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、計画が策定されたことにより、基本構想の文言等の整理をいたしました。

続きまして、資料の3ページをお開きください。次に、基本構想の見直しの概要についてご説明をいたします。恐れ入りますが、併せて新旧対照表の2ページをお開きください。新旧対照表では右側に現行、左側に改正案の構想が記載されております。また、変更となる部分が下線（文字の下に線が引いてある箇所）で書かれております。

まず、第1ですが、農業経営基盤の強化の促進に関する目標についてでございます。ここでの変更点でございますが、越谷の農業構造の見通しなどについて更新いたしました。対照表2ページ上段では、特産物の品種の追加を行いました。

また、第1の項目について5ページ下段まで記載がありますが、前述で申し上げたとおり法改正による呼称の変更及び削除を行い、5ページでは新規就農者について現在の数値に変更しております。

次に、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の変更点についてご説明いたします。ここでの変更点でございますが、個別経営体の経営規模や資本設備等の見直し及び組織経営体の指標を追記いたしました。新旧対照表5ページの下段から13ページを御覧ください。前に申し上げた年間農業所得など安定的な農業経営のできる経営規模や生産方式について、市内の認定農業者さんから聞き取りや県作成の基本方針の指標を参考にして、内容の変更や追記を行いました。

次に、第3、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の変更点についてでございますが、ここでは文言整理のみで、特に大きな変更点はございません。

続きまして、第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項の変更点についてご説明いたします。新旧対照表の14ページを御覧ください。ここでは、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を現行が48%としているものを50%としました。これは、県の基本方針に則したものになっており、市においても農地利用集積事業を予定していることから、数値を変更しました。また、15ページにかけて、ここでも法改正による呼称の変更など文言整理をしております。

次に、第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の変更点につ

いてご説明いたします。新旧対照表15ページ下段から25ページを御覧ください。ここでの変更点についても、法改正による文言の変更及び削除及び国の補助金名称の変更によるものなど、現在の呼称に合わせて整理をいたしました。

次に、第6、その他の変更点についてご説明いたします。新旧対照表26ページを御覧ください。ここでの変更点についても法改正によるものですが、現行では農地利用集積円滑化事業に関する事項が記載されていましたが、本事業は農地中間管理事業に一体化されましたので、31ページまでの全文を削除いたしました。

最後に、国の補助金の名称等につきましては、現在、国の来年度の予算概要を公表しておりますが、変更があった場合など、県との最終協議の中で名称や細かな表現を変更する場合があることをご了承いただきたいと存じます。

農業振興課からの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に係る意見決定についてのご説明については以上でございます。

議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

山崎委員。

4 番 委 員
(山崎委員)

4番、山崎です。1つお伺いしたいのですが、14ページの第5の新たに追加された農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業とあるのですが、これは資料の4ページに書いてある「農林水産省HP掲載資料」の右側の図でよろしいのですか。

農 業 振 興 課
4 番 委 員
(山崎委員)

確認なのですが、14ページはこちらの冊子のことでよろしいですか。14ページ。新たにそれが入りましたよね。第2項に。

農 業 振 興 課
4 番 委 員
(山崎委員)

はい。

その新たに入った特例事業というのは、この掲載の右側のくくりでよろしいのですか。

農 業 振 興 課

木村と申します。今のご意見に回答させていただきます。

こちらなのですが、新しい事業ということではなく、あくまで文言整理の中で下線を引かせていただいているだけですので、新たな事業

4 番 委 員
(山崎委員)

農 業 振 興 課

4 番 委 員
(山崎委員)

農 業 振 興 課

4 番 委 員
(山崎委員)

農 業 振 興 課

議 長

全 員
議 長

議 長

ではございません。

ではいいですか。その中でこの括弧のくくりの中は、今でもやっているということですか。

こちらの国の資料でしょうか。

要するに、農地売買事業等とか、もうやっているということですか。

そうですね。現状として農林水産省のホームページに掲載されているものを使わせていただいていますので、越谷市で実際にその事例があるかどうかということは把握してはいないのですが、国としては、できるというふうに認識しております。

ただ、基本方針は都道府県知事ですよ。一番上にありますよね。基本方針の第5条については都道府県知事ですよ、国ではないです。括弧の中にある。

この売買については事例はあるのですか。県の場合、県の中で。

農地中間管理機構は、埼玉県農林公社が埼玉県唯一の農地中間管理機構に当たります。図では売買のあっせんをするというような形になってはおりますが、事例があるかどうかということまでは、私どもでは把握しておりません。ホームページ等を見る限りでは、農地売買等事業ができる形になっております。

よろしいですか。

ほかにはないですか。大丈夫ですか。ないですか。

なし。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の8ページから10ページです。第1号報告 農地法第3条第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、11ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、12ページ及び13ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、9件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、14ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議 長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、2月25日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時40分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年 1月25日

議 長

署名委員

署名委員